

角川人質司法違憲訴訟の訴状（要約版）

角川人質司法違憲訴訟弁護団

【訴状前文】

「角川さん、あなたは生きている間にはここから出られませんよ。死なないと出られないんです。」

これは、原告である角川氏が持病悪化による命の危機を訴える中、拘留所の医者から言われた言葉である。角川氏は日本の「人質司法」によって死の淵に瀕することになった。

「人質司法」とは、刑事手続で無罪を主張し、事実を否認又は黙秘した被疑者・被告人ほど容易に身体拘束が認められやすく、釈放されることが困難となる実務運用をいう（以下、同運用を「人質司法」という。）。

日本の刑事司法実務では、多くの検察官及び裁判所が、刑事手続法において身体拘束の要件として定められる「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」や「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」について、憲法や国際人権法に反する解釈運用を平然と行い、軽々しく身体拘束を認めてきた。

そのような検察官及び裁判所の法令解釈・運用により、憲法及び国際人権法上保障される「人身の自由」（憲法 34 条、自由権規約 9 条 1 項）がいわば「人質」として侵害されると同時に、被疑者に対し、罪を認めるよう物理的・心理的に圧迫が加えられる。

すなわち、「人質司法」では、被疑者に対する捜査において、罪を認めること、事実を自白すること、証拠調べに同意すること、及び争点について認めることなど、被疑者が検察官に協力すれば、勾留請求されず、又は保釈等により身体拘束から解放されるが、そのような協力をしないかぎり解放されない。無罪主張をする人ほど身体拘束を受けやすくなり、保釈されにくくなることによって、検察官のみならず、他ならぬ裁判所が、被疑者・被告人の上記権利を侵害し、冤罪＝誤った司法判断の温床を作り出してしまっている。

その結果、「人身の自由」のほか、「恣意的拘禁の禁止」（憲法 34 条、自由権規約 9 条 1 項）、「推定無罪の原則」（憲法 31 条・刑事訴訟法 336 条、自由権規約 14 条 2 項）、「黙秘権（自己負罪拒否特権）」

（憲法 38 条 1 項、自由権規約 14 条 3 項（g））、「防御権」（憲法 37 条 2 項・3 項、憲法 38 条、自由権規約 14 条）、「公正な裁判を受ける権利」（憲法 37 条 1 項、自由権規約 14 条 1 項）、「比例原則」（憲法 13 条）及び「身体不拘束原則」（憲法 13 条、33 条、34 条、自由権

規約9条3項)といった憲法及び国際人権法上の権利及び原則が侵害される状況が生じている。

死んでしまえば裁判を受けることすらできなくなる。それにもかかわらず、被疑者・被告人の健康上の不利益はあまりにも軽視され、生きるか死ぬかの瀬戸際にまで追い込まれ、虚偽自白等を迫られ、裁判で無罪を争うことの放棄を迫られる。

この「人質司法」という病理は、単なる刑事訴訟法の解釈問題ではない。人間の尊厳、そして自由と権利にかかわる憲法と国際人権法の問題であり、憲法と国際人権法に照らして日本における現代の刑事司法そのものが問い直されなければならない。国際社会・国際人権機関から「中世」と批判されている自白に強く依存する日本の刑事司法を、グローバル・スタンダードに沿ったものに改めなければならない。

この裁判は、角川氏の刑事事件における無罪を訴えるものではない。この裁判は、「人質司法」から生還した角川氏が、日本社会で二度と同じような悲劇を生まないための公共訴訟として、大川原化工機事件で亡くなった相嶋静夫さんら「人質司法」の犠牲者を代表して、全市民のために、「人質司法」に対する憲法及び国際人権法違反の判断を求め、日本の刑事司法の現在の在り方を、人権の原理原則から問い直す訴訟である。

【訴状本文要約】

角川歴彦氏は2022年まで株式会社KADOKAWAの会長を務めていた者であるが、同年9月14日、いわゆる東京五輪汚職事件に関係する贈賄容疑で逮捕された。

拘置所において、角川氏は、排せつを含む生活全体を24時間監視され、名前ではなく番号で呼ばれるという非人間的扱いを受けた。当時、角川氏は79歳と高齢で不整脈等の持病もあり、2か月後には手術を控えていた。角川氏の主治医も「最悪の場合、死に至る可能性もある」と述べていた。そのような中で角川氏は連日長時間にわたって取調べを受け、その合計時間は78時間29分にも及んだ。弁護士は健康状態を指摘して勾留を取り消すよう裁判所に申し立てたが、検察官はこれに反対し、裁判所も弁護人の請求を退けた。

同年10月4日、角川氏は贈賄罪で起訴され、起訴後も引き続き東京拘置所に勾留されることになった。角川氏に動悸、高熱、コロナ感染等の健康上の不利益が生じたため、病院での治療を希望したが許可されず、拘置所内では対症療法しか施されなかった。拘置所の医師から「角川さん、あなたは生きている間はここから出られませんよ。死なないと出られないんです。生きて出られるかどうかは弁護士の腕次第ですよ」と言われ、傍らにいた刑務官も無言で頷くという出来事も経験した。弁護人は生命の危険があるなどとして保釈を請求し続けたが、検察官は保

釈に反対し続け、裁判所も「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」として、「裁量で保釈を許可するのは適当と認められない」と判断し続けた。容疑を自白した他の共犯者は早期に保釈される一方、無実を訴える角川氏だけが保釈を却下され続けた。長期間の身体拘束の結果、角川氏は自身の職責を果たせない状態が続いたため会長や取締役といった地位を辞職せざるを得なかった。また、角川氏は、2度にわたり、弁護人との接見中に意識を失って倒れてしまったこともあり、車いすでの移動を余儀なくされた。このように、無実を主張して裁判で闘おうとしていた角川氏は苦痛・不利益が積み重なって、精神的にも、肉体的にも、疲弊していった。5回目の保釈請求にあたって、弁護団は角川氏の命の危険にも鑑み、多くの検察官請求証拠の証拠調べに同意し、「携帯電話機及びパーソナルコンピュータ等通信機器を入手・使用してはならない」等の条件を打診した。検察官は保釈に反対したが、裁判所は保釈保証金を2億円と定めて保釈を許可した。角川氏は釈放されたものの、身体拘束は合計226日間に及んだ。

以上の角川氏に対する身体拘束は、刑事手続で無罪を主張し、事実を否認又は黙秘した被疑者・被告人ほど容易に身体拘束が認められやすく、釈放されることが困難となる「人質司法」である。

このような人質司法は、「人身の自由」（憲法34条、自由権規約9条1項）」のほか、恣意的拘禁の禁止（同）、「推定無罪の原則」（憲法31

条・刑事訴訟法 336 条、自由権規約 14 条 2 項)、「黙秘権 (自己負罪拒否特権)」(憲法 38 条 1 項、自由権規約 14 条 3 項 (g))、「防御権」(憲法 37 条 2 項・3 項、憲法 38 条、自由権規約 14 条)、「公正な裁判を受ける権利」(憲法 37 条 1 項、自由権規約 14 条 1 項)、「比例原則」(憲法 13 条)、「身体不拘束原則」(憲法 13 条、33 条、34 条、自由権規約 9 条 3 項)に関する人権侵害である。そのため、人質司法は、国内はもとより国際社会からも度々非難の対象となっている。

人質司法は、裁判所の解釈運用が元凶となっている。すなわち、①軽々しく身体拘束を認めていること、②自白か否認かという供述態度を考慮していること、③被疑者・被告人が自身の無実を世に訴えたり、証人と接触して供述内容を確認したりすることが罪証隠滅と捉えられていること、④健康上の不利益など各種不利益が軽視されていることなど問題のある解釈運用が存在する。しかし、これらの解釈運用については、上記の憲法及び国際人権法上の各規定に適合するように変更されなければならない。すなわち、①罪証隠滅の「明らかな差し迫った危険」が無ければ身体拘束要件の充足を認めることはできないと解すべきである、②自白か否認かという供述態度を考慮することは禁止されるべきである、③被疑者・被告人が自身の無実を世に訴えたり、証人と接触して単に供述内容を確認したりすることを罪証隠滅と捉えることは禁止されるべきである、④身体拘束の必要性和それによって生ずる不利益に関して

厳格な比例原則が要求されるべきであり、特に、不可逆的かつ重大な健康上の不利益を生じさせる危険がある場合、身体拘束の必要性は認められないと解釈すべきである。

裁判所による角川氏に対する身体拘束は、以上のような憲法と国際人権規約から導かれる解釈運用に反しているため、違憲・違法である。憲法及び条約が想定する「通常の裁判官」であれば到底あり得ないほど合理性のない判断を下したことが明らかな場合に当たるため、国賠法上も違法となる。

また、捜査機関も人質司法を積極的に利用して冤罪を生み出している。角川氏は自身の無実を表明したことがきっかけとなって逮捕されたところ、このような特捜部の捜査手法は言論弾圧であり、自由権規約上禁じられている恣意的な拘禁に当たるほか、逮捕状請求・勾留請求に関する権限濫用に当たる。角川氏の命に悪影響を及ぼすような身体拘束がされているにもかかわらず、釈放せず保釈等に反対する検察官の行為についても憲法と国際人権規約の各規定に反するため、違憲・違法となる。

加えて、このような違憲・違法な解釈運用が存在すること自体によって、刑事裁判で無罪を争うことについて委縮効果が生じている。このような運用自体が違憲・違法である。

人質司法によって、角川氏は身体拘束によって死の淵にまで追いつめられ、人間の尊厳を傷つけられた。角川氏は命を守るために、最終的には自身の名前のついた会社の会長職等を辞し、努力で得てきたものや十分に裁判で争う権利などかけがえのないものを手放さざるを得なかった。

以上のとおり、角川氏は、裁判官と検察官の行為によって被った精神的苦痛に基づき、国家賠償請求訴訟を提起する。